

件名	心神喪失者等医療観察法に基づく医療について
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法令 心神喪失者等の状態で重大な加害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ・ 制度の概要（参考資料1） 心神喪失又は心神耗弱の状態で、重大な加害行為（殺人、放火、強盗、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進するため、厚生労働大臣が開設者の同意を得て、指定入院医療機関として指定する。 （指定入院医療機関と指定できるのは、国、都道府県、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人に限られる。） 対象者は、地方裁判所の審判により入院決定された者となる。 ○ 指定入院医療機関の現状（参考資料2） ○ 施設基準（参考資料3） ○ 指定入院医療機関の課題 医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備については、全国で720床程度（予備病床を含め800床程度）を目標として整備を進めていたが、 <ul style="list-style-type: none"> ①地元自治体及び周辺住民への理解が深まらないこと、 ②医療従事者の確保が困難であること、 などを背景として、病床不足状態にあったところである。 平成25年4月1日現在、国関係では、国立精神・神経医療研究センター病院及び国立病院機構が設置する精神科専門医療機関において、15箇所（487床）の整備を、都道府県関係については、13の自治体（263床）の協力を得て、整備を行い、現状病床不足は解消したところであるが、今後の整備予定を勘案してもなお、整備地域が偏在しており、引き続き指定入院医療機関の整備を推進する必要がある。 ○ 県立北病院における対象者の受入状況 県立北病院は平成22年7月に指定入院医療機関の指定を受け、5床を有している。また、病棟の運営に当たり、医師1名、看護師4名、臨床心理技術者1名、作業療法士1名、精神保健福祉士1名を配置している。 平成24年度における県内の対象者は5名であり、5床では不足していることから、関東信越厚生局の決定により東京都（1名）、長野県（2名）の施設に入院している。 地元住民の理解が深まらないこと、さらに病床数を増やすためには医療従事者の確保が必要であることなどから、直ちに病床数を増やすことは困難である。 なお、県立北病院は、指定通院医療機関の指定も受けており、対象者が退院後も通院による治療を行っている。

医療観察法の仕組み

(制度は、法務省・厚生労働省共管)

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。

医療観察法における入院医療及び通院医療は厚生労働大臣が行う

重大な他害行為

検察官

起訴

裁判所

実刑判決

刑務所

不起訴

(心神喪失等を認定)

無罪等

(心神喪失等を理由)

検察官による申立て

地方裁判所における審判

鑑定入院

不処遇

入院医療の提供

- ・入院医療(指定入院医療機関)
- ・設置主体は、国、都道府県、特定独立行政法人に限定。
(入院期間は標準で18ヶ月程度)
- ・指定入院医療機関病床数の整備目標は720床程度

退院決定

入院・再入院決定

地域での支援

- ・精神保健観察(保護観察所)
- ・入院によらない医療(通院医療)(指定通院医療機関)
- ・精神保健福祉法等に基づく援助(都道府県・市町村等)

原則3年で終了

一般の精神保健福祉

鑑定入院は、精神科病院で実施(期間は2ヶ月が原則)

指定入院医療機関の整備状況(H25.4.1現在)

国関係

病床数

1	国立病院機構花巻病院(岩手県)	33	
2	国立病院機構下総精神医療センター(千葉県)	33	
3	国立精神・神経医療研究センター病院(東京都)	66	
4	国立病院機構久里浜医療センター(神奈川県)	50	
5	国立病院機構さいがた病院(新潟県)	33	
6	国立病院機構北陸病院(富山県)	33	
7	国立病院機構小諸高原病院(長野県)	17	
8	国立病院機構東尾張病院(愛知県)	33	
9	国立病院機構榊原病院(三重県)	17	
10	国立病院機構やまと精神医療センター(奈良県)	33	
11	国立病院機構鳥取医療センター(鳥取県)	17	
12	国立病院機構賀茂精神医療センター(広島県)	33	
13	国立病院機構肥前精神医療センター(佐賀県)	33	
14	国立病院機構菊池病院(熊本県)	23	
15	国立病院機構琉球病院(沖縄県)	33	
	合計	487	

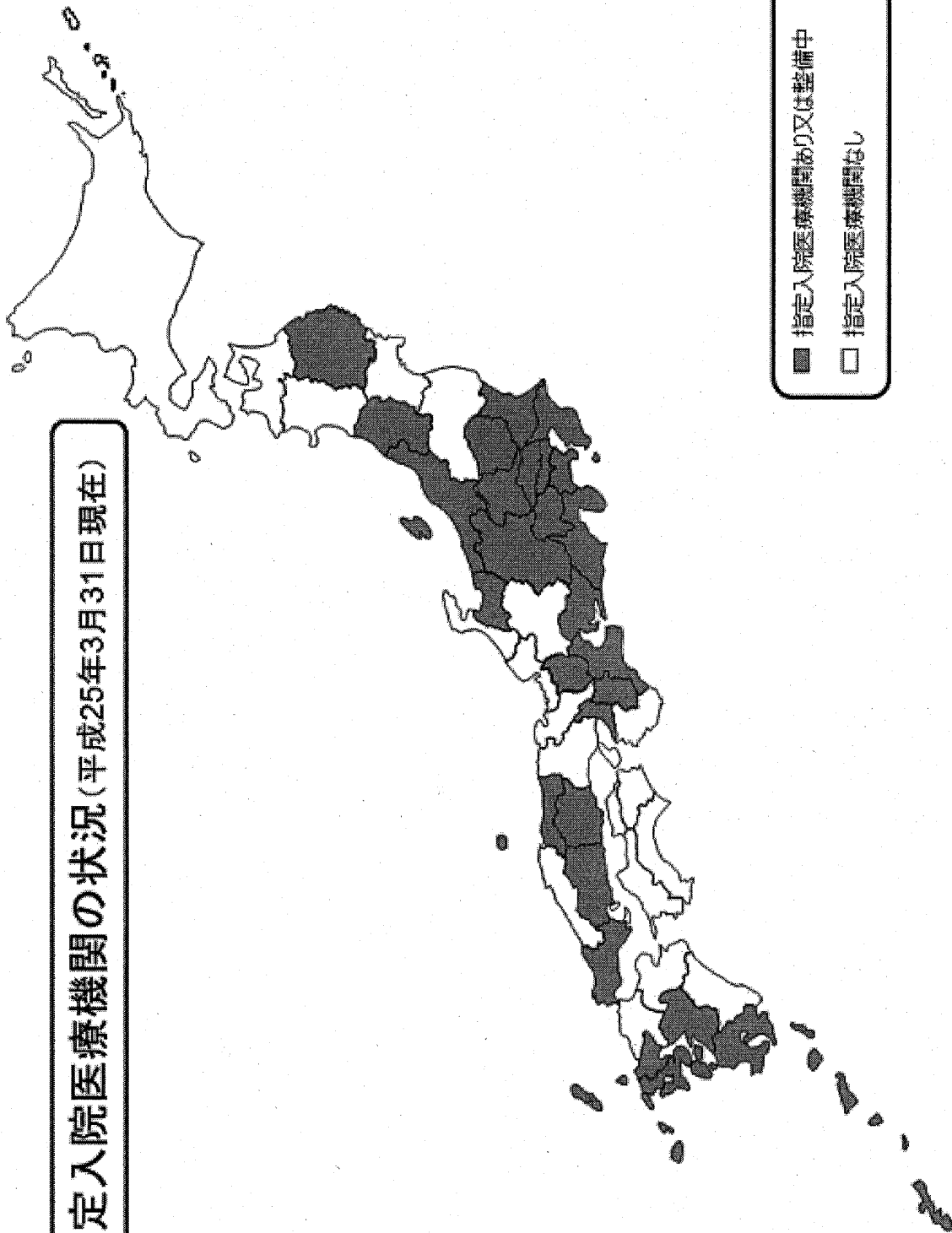
都道府県関係

病床数

1	茨城県立こころの医療センター	17	
2	群馬県立精神医療センター	16	
3	埼玉県立精神医療センター	33	
4	東京都立松沢病院	33	
5	神奈川県立精神医療センター 芹香病院	33	
6	山梨県立北病院	5	
7	長野県立心の医療センター 駒ヶ根	6	
8	静岡県立こころの医療センター	12	
9	大阪府立精神医療センター	33	
10	岡山県立精神科医療センター	33	
11	山口県立こころの医療センター	8	
12	長崎県病院企業団長野県精神医療センター	17	
13	鹿児島県立始良病院	17	
14	山形県立鶴岡病院		整備中
15	栃木県立岡本台病院		整備中
16	愛知県立城山病院		整備中
17	滋賀県立精神医療センター		整備中
	合計	263	

(病床数は予備病床を含む)

指定入院医療機関の状況(平成25年3月31日現在)



- 指定入院医療機関あり又は整備中
- 指定入院医療機関なし

法に基づく指定入院医療機関について

1. 指定基準上の取扱い

表: 主な人員配置基準と施設基準

人員配置基準	病床数	15~29	30	14以下
医師	常勤	8:1(1/2以上は常勤)	8:1(1/2以上は常勤)	8:1(1/2以上は常勤)
	指定医	1名以上	1名以上	1名以上
	常勤看護師	1:1.3+4	1:1.3+4	1:1.3
臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士	5:1+1	5:1+1	5:1+1	5:1+1(注)
施設基準等	<p>全室個室で、床面積は10㎡以上、2カ所以上の診察室あり、次に掲げる施設を有していることを標準とする(酸素吸入装置・吸引装置等を有する処置室、床面積10㎡以上の保護室、集団精神療法室、作業療法室、入院対象者が使用できる談話室・食堂・面会室・浴室及び公衆電話)</p> <p>「新病棟外部評価会議」、「新病棟運営会議」、「新病棟倫理会議」、「新病棟治療評価会議」及び「地域連携を確保するための会議」を設置し、定期的に開催すること</p> <p>緊急時の対応のため、「事故・火災発生対応マニュアル」及び「無断退去等対応マニュアル」が整備されていること</p> <p>無断退去を防止するため、玄関の二重構造等安全管理体制が整備されていること</p> <p>当該入院医学管理の実施等については、「指定入院医療機関運営ガイドライン」を参考とすること</p>			

※5床以下の場合は臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士3名のうち1名は非常勤の配置で可

2. 診療報酬上の取扱い

[基本単価]入院医学管理料(1人1日当たり)
急性期(6,680点)、回復期(4,920点)、社会復帰期(5,820点)

[加算]

15床~29床の指定入院医療機関については、当該病床数に応じた加算額が算定可能